

20歳がスタート！ 国民年金

20歳になったみなさん、おめでとうございます。
国民年金は、20歳になったときから一生関わってゆく社会保障制度のひとつで、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、**国民年金に加入することが義務づけられています**。就職・退職・結婚など人生の節目には、加入する種類が変更することがありますので、そのつど必ず確認するようにしましょう！

みんなの 国民年金



～国民年金には20歳以上60歳未満のすべての方が加入します～

学生、フリーター、自営業者
農業、漁業など



あなたは **第1号被保険者** です。
掛け金（令和6年度月額16,980円）
を毎月納めなくてはなりません。

サラリーマン、公務員など
（厚生年金・共済組合の加入者・会社から
健康保険証をもらっている方など）



あなたは **第2号被保険者** です。
掛け金は、給料から天引きされています。

サラリーマン、公務員（第2号被保険者）
に扶養されている配偶者（専業主婦など）



あなたは **第3号被保険者** です。
掛け金の負担はありませんが、配偶者の
会社に届出をしなければなりません。

《掛け金を納めるのが大変なときは！？》

所得が少ない・失業した・学生なので収入がない・・・など、掛け金を納めるのが難しい時は、掛け金の免除制度（学生の方は、支払いを猶予される特例制度）があります。未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、もしもの時の「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。手続きしたい・よくわからないので話が聞きたい方は、一度窓口や電話で相談ください。

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

・町民課戸籍医療年金係（TEL 2-2453）
・函館年金事務所 国民年金課（TEL 0138-56-1165）

児童手当制度に該当していませんか？

●支給対象

児童手当は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども（高校卒業年齢までの子ども）を養育している方に支給されます。

●支給額

0歳～3歳未満 月額15,000円（第1子・第2子）
月額30,000円（第3子以降）
3歳～18歳 月額10,000円（第1子・第2子）
月額30,000円（第3子以降）

【ポイント】所得制限なし！第3子以降の算定対象は児童手当受給者に経済的な負担がある22歳到達後の最初の年度末までの子。

●支払時期

偶数月の2月・4月・6月・8月・10月・12月の（年6回）
※支払日は、長万部町の場合10日です。（10日が土日・祝日の場合は、その直前の平日）
※支払通知は、初回支払時と金額等に変更がある場合のみに発送します。

●認定請求

出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、役場の窓口に「認定請求書」の提出が必要です。
児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。
※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

【お問い合わせ先】町民課戸籍医療年金係（☎2-2453）※詳しい内容については、町のホームページをご覧ください☆

セレモニア八雲

典礼ホール ・ 家族葬ホール 真想庵

（有料広告）

◎一般葬・家族葬等承っております。 ◎24時間・年中無休で、どこへでもお迎えに参ります。
◎病院等より直接当ホールへご安置できます。（自宅へも可）

有限会社 典礼舎

tenreisha.com 検索



典礼舎公式HP

～まずはご相談ください～

TEL:0137-62-3533

〒049-3105 二海郡八雲町東雲町3-25